

文化財古民家保存活用事業

1 事業の概要

市内に現存する最古の古民家を国登録有形文化財にすることにより、将来にわたり保存活用していくことを目指しています。当該古民家は老朽化が進んでいたため、文化財古民家の補修等工事を行いました。

○国登録有形文化財について

社会的評価を受ける間もなく、消滅の危機にある建造物を保護するため、従来の指定制度を補完するものとして、平成8年に創設された制度。

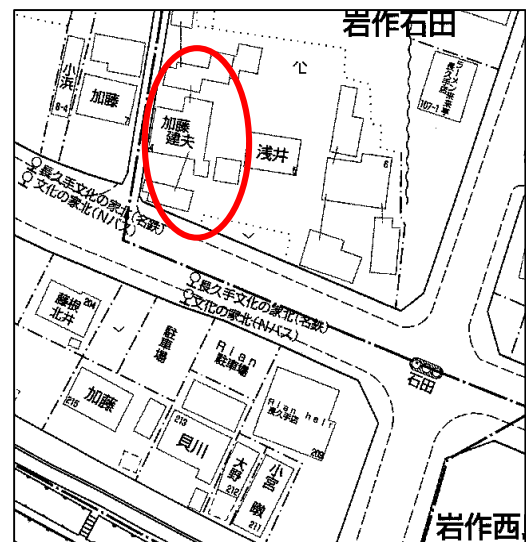
指定制度に比べ、緩やかな保護措置により、文化財を活用することもできる。

2 事業実施の場所

長久手市岩作地内



江戸時代後期（18世紀末頃）に建てられ、明治時代に移築された旧加藤邸



3 事業実施の時期(予定)

平成30年度～令和5年度

4 補修等工事の主な内容

屋根・樋補修工事、壁・床補修工事、天井補修工事、樹木伐採・撤去処分工事